

記入例

様式中の④の分類、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑭、⑮
に記載する内容が同じ貝類については、養殖場、加工
方法、数重量等を区分して記載すれば、一度の申請で
複数品目を申請することが可能です。

20xx 年 ○月 ○日

(地方農政局等長名を記載) 殿

※規制対策グループに申請する場合は輸出・国際局長

申請者 株式会社○○
住所 ○○県○○市○○
氏名 代表取締役社長 ○○○
電話番号 03-3502-8111

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

台湾向け輸出貝類証明書発行申請書

台湾向け輸出貝類の取扱要綱に基づき、下記輸出貝類に関し、証明書の発行を申請したく、
関係書類を添えて申請します。

「1. 輸出貝類の詳細」の記入は日本語、英語併記してください。

1. 輸出貝類の詳細

- ①商品名称 (1) 冷凍殻付きカキ Frozen Oyster
(2) 干しアワビ Dried Abalone

一般名は「台湾向け輸出貝類の衛生証明書
を要する貝類一覧表」を参照し、学名は
ラテン語で記載してください。

- ②一般名及び学名 (1) カキ(冷凍したもの) Oyster, frozen *Crassostrea gigas*
(2) アワビ(乾燥したもの) Abalone, dried *Haliotis discus*

- ③生産地域 ○○県 ○○-Prefecture

国内加工した場合：最終加工施設が所在する都道府県名を、
輸入品で国内加工していない場合：原産国名を記載して
ください。

④生産分類

☒ 養殖

養殖場の名称

- (1) △△漁業協同組合養殖場

△△FISHERIES CO-OPERATIVE ASSOCIATION AQUACULTURE FARM

- (2) ××漁業協同組合養殖場

××FISHERIES CO-OPERATIVE ASSOCIATION AQUACULTURE FARM

住所 (1) ○○県△△市□□ □□, △△-City, ○○-Prefecture, Japan

(2) ○○県△△市■■■■, △△-City, ××-Prefecture, Japan

登録番号 (1) □海区第○○○○号 □kaiku area NO. ○○○○

(2) ■海区第△△△△号 ■kaiku area NO. △△△△

養殖場の情報には漁業権免許の内容を記載し
てください。名称については、免許保有者の名
称に「養殖場」を加えて記載してください。

システム入力の場合、登録番号は英語
のみ入力してください。

□ 天然
漁獲地域 * * *

空欄には「* * *」と記載してください。

漁獲地域を記載する場合は、捕獲された国内の水域名または外国の水域名を記載してください。
水域名の記載に当たっては、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考としてください。

⑤加工方法

(1) 冷凍 Frozen

(2) 脱殻→洗浄→ボイル→冷却→乾燥→包装

Remove a shell →Washing →Boiling →Cooling →Drying →Packing

システムでは”→”のような半角以外の記号は入力できないため、
”,”などで流用してください。

⑥加工施設名及び住所

(株) ○○水産 ○○県△△市□□

○○SUISAN CO.,LTD. □□, △△-City, ○○-Prefecture, Japan

⑦輸送方法、船名、フライト情報等

船舶○○V-123W

⑧コンテナ番号

○○○○○○○○

⑨封印番号

○○○○○○○○

航空便の場合、⑧にはAWB番号を、
⑨には「* * *」と記載してください。

⑩輸出者名及び住所

株式会社○○ / ○○ CO.,LTD.

○○県○○市○○ / ○○, ○○-City, ○○-Prefecture, Japan

この別紙様式1-1においては、輸出者はShipper（荷送人）を記載してください。

⑪輸入者名及び住所

SEAFOOD PROCESSING TAIWAN IMP. & EXP. CO.,LTD.

○○, △△Rd., ○city, Taiwan

この別紙様式1-1においては、buyer（買い手）を記載してください。

⑫数量及び重量

(1) ○○C/T ○○kg (2) □□C/T □□kg

⑬生産日

(1) ▽▽, JAN, 20xx (2) △△, JAN, 20xx～□□, JAN, 20xx

⑭輸出地

東京港 / TOKYO

生産日が長期に渡る場合は、「○月○日～○月○日」のように記載可能です。

⑮輸入地

台北港 / TAIPEI

2. 取扱施設が日本国内で営業されていることを示す書類（法第 55 条に基づく営業許可証、条例等に基づく食品製造等の営業許可証又は営業に係る届出受理証、食品衛生監視票等）の発行日及び番号

営業許可証 □年○月×日 厚労衛第○○○○号、 食品衛生監視票 □年○月×日

3. 同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果

なし あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）

4. 誓約事項

当該輸出貝類は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ア. 天然あるいは日本の主管当局によって認可された養殖場に由来するものであること。
 - イ. 「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成 27 年 3 月 6 日付け 26 消安第 6073 号農林水産省消費・安全局長通知）2 の（2）に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。
 - ウ. 直近の食品衛生監視員による監視指導（食品衛生監視票の日付等）以降に、食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けておらず、食品衛生法に従い、衛生条件が整備されている取扱施設において、処理、製造、加工及び保管がなされていること。
 - エ. 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。

（申請書の記載に関する注意事項）

1. 1. の記入は日本語、英語併記によること。
2. 輸出貝類の詳細については以下の事項に留意すること。
 - 「①商品名称」については、商品や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
 - 「②一般名及び学名」について、学名はラテン語で記載すること。
 - 「③生産地域」については、申請品目が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を、申請品目が輸入品であって国内で加工を行わない場合は、原

産国名を記載すること。

「④生産分類」中の「漁獲地域」については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添3「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の貝類（以下「生鮮品」という。）の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の貝類（以下「冷凍品」という。）の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑧コンテナ番号」及び「⑨封印番号」については、航空便の場合、「⑧コンテナ番号」の欄に航空貨物運送状（AWB）番号を記載し、「⑨封印番号」の欄には***と記載すること。

「⑬生産日」については、申請品目中で日が異なるものが存在する場合、○月○日から△月△日までと記載すること。なお、「最終加工年月日」を生産日とする。

「⑭輸出地」及び「⑮輸入地」については、港や空港の名称を記載すること。